

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
【本編】 Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－6 準用 （１）適格機関投資家等特例業務等、海外投資家等特例業務又は移行期間特例業務を行う者への準用 適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第 63 条第 2 項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業務（証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号。以下、Ⅵ－2－1 1－1 を除いて「改正法」という。）附則第 48 条第 1 項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、海外投資家等特例業務（金商法第 63 条の 8 第 1 項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下同じ。）、移行期間特例業務（金商法附則第 3 条の 3 第 5 項に規定する移行期間特例業務をいう。以下同じ。）又は金商法附則第 3 条の 3 第 7 項に規定する行為に係る業務（移行期間特例業務と併せて、以下「移行期間特例業務等」という。）を行う者に係る事務処理については、Ⅱ－1－4（2）から（4）まで、Ⅱ－1－5（1）、Ⅱ－1－7（1）<u>⑥及び⑩</u>、（2）<u>③</u>、Ⅱ－1－8、Ⅱ－2、Ⅱ－3、Ⅱ－4 並びにⅡ－5 の各規定に準ずるものとするほか、Ⅱ－1－7（3）に規定する財務事務所長等への再委任については、以	【本編】 Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－6 準用 （１）適格機関投資家等特例業務等、海外投資家等特例業務又は移行期間特例業務を行う者への準用 適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第 63 条第 2 項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業務（証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号。以下、Ⅵ－2－1 1－1 を除いて「改正法」という。）附則第 48 条第 1 項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、海外投資家等特例業務（金商法第 63 条の 8 第 1 項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下同じ。）、移行期間特例業務（金商法附則第 3 条の 3 第 5 項に規定する移行期間特例業務をいう。以下同じ。）又は金商法附則第 3 条の 3 第 7 項に規定する行為に係る業務（移行期間特例業務と併せて、以下「移行期間特例業務等」という。）を行う者に係る事務処理については、Ⅱ－1－4（2）から（4）まで、Ⅱ－1－5（1）、Ⅱ－1－7（1）<u>⑤及び⑨</u>、（2）<u>③</u>、Ⅱ－1－8、Ⅱ－2、Ⅱ－3、Ⅱ－4 並びにⅡ－5 の各規定に準ずるものとするほか、Ⅱ－1－7（3）に規定する財務事務所長等への再委任については、以

改正後	現行
下の事項を再委任事項と読み替えて適用するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。 ①～⑤ [略] (2) ～ (5) [略] Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編） Ⅲ－2 業務の適切性（共通編） Ⅲ－2－3 顧客の最善の利益の確保 Ⅲ－2－3－2 勧誘・説明態勢 Ⅲ－2－3－2－4 顧客に対する説明態勢 [略] (1) [略] (2) 説明態勢に関する主な着眼点 ①～③ [略]	下の事項を再委任事項と読み替えて適用するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。 ①～⑤ [略] (2) ～ (5) [略] Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編） Ⅲ－2 業務の適切性（共通編） Ⅲ－2－3 顧客の最善の利益の確保 Ⅲ－2－3－2 勧誘・説明態勢 Ⅲ－2－3－2－4 顧客に対する説明態勢 [略] (1) [略] (2) 説明態勢に関する主な着眼点 ①～③ [略]

改正後	現行
④ 説明を要しない旨の顧客の意思の表明 金商業等府令第 96 条の 2 第 2 項第 2 号及び金融サービス提供法第 4 条第 7 項第 2 号に規定する「説明を要しない旨の顧客の意思の表明」については、あくまで顧客が取引の内容や金融商品のリスク等を正しく認識した上で、その自主的な判断に基づいて行われる必要があることを踏まえ、意思の表明があったか否かを実質的に判断しているか。 また、このような実質的判断を行うにあたっては、顧客の投資経験や知識等、顧客の判断能力を把握するために必要な態勢が整備されているか。その際の着眼点の詳細については、必要に応じ、Ⅲ－2－3－2－1（１）②を参照するものとする。 さらに、当該意思の表明が顧客本人による自発的な意思に基づくものであって、金融商品取引業者等から要求されたものではないことが確保されているか。 ⑤ [略] （３）・（４） [略] Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－３ 業務の適切性（第一種金融商品取引業）	④ 説明を要しない旨の顧客の意思の表明 金商業等府令第 96 条の 2 第 2 項第 2 号及び金融サービス提供法第 4 条第 7 項第 2 号に規定する「説明を要しない旨の顧客の意思の表明」については、あくまで顧客が取引の内容や金融商品のリスク等を正しく認識した上で、その自主的な判断に基づいて行われる必要があることを踏まえ、意思の表明があったか否かを実質的に判断しているか。 また、このような実質的判断を行うにあたっては、顧客の投資経験や知識等、顧客の判断能力を把握するために必要な態勢が整備されているか。その際の着眼点の詳細については、必要に応じ、Ⅲ－2－3－1（１）②を参照するものとする。 さらに、当該意思の表明が顧客本人による自発的な意思に基づくものであって、金融商品取引業者等から要求されたものではないことが確保されているか。 ⑤ [略] （３）・（４） [略] Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－３ 業務の適切性（第一種金融商品取引業）

改正後	現行
Ⅳ－３－３ 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性 Ⅳ－３－３－７ 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 [略] (１) 顧客及びカバー取引相手方との取引に係る留意事項 ① [略] ② カバー取引相手方に対して、暗号等資産を預託する場合には、Ⅳ－３－<u>7</u>－４（３）により整備された態勢に基づき、当該カバー取引相手方に対する審査を行うほか、当該カバー取引相手方が、預託した暗号等資産が外部に流出することがないよう適切に管理していることを確認しているか。 (２) [略] Ⅳ－３－７ 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性 Ⅳ－３－７－６ 分別管理に係る留意事項	Ⅳ－３－３ 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性 Ⅳ－３－３－７ 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 [略] (１) 顧客及びカバー取引相手方との取引に係る留意事項 ① [略] ② カバー取引相手方に対して、暗号等資産を預託する場合には、Ⅳ－３－<u>6</u>－４（３）により整備された態勢に基づき、当該カバー取引相手方に対する審査を行うほか、当該カバー取引相手方が、預託した暗号等資産が外部に流出することがないよう適切に管理していることを確認しているか。 (２) [略] Ⅳ－３－７ 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性 Ⅳ－３－７－６ 分別管理に係る留意事項

改正後	現行
金融商品取引業者が顧客から電子記録移転有価証券表示権利等の預託を受ける場合には、金商法第 43 条の 2 及び金商業等府令第 136 条第 1 項第 5 号又は第 6 号の規定に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。 特に、下記Ⅳ－3－<u>7</u>－7 のとおり、電子記録移転有価証券表示権利等に係る保有及び移転の仕組みに関しては、流出リスクへの対応が求められることを踏まえれば、以下の点に留意する必要がある。 (1) [略] (2) 金融商品取引業者が電子記録移転有価証券表示権利等の管理を第三者に委託する場合 [略] ① 当該第三者において、上記(1)に規定する点を踏まえ、金商業等府令第 136 条第 1 項第 5 号口の措置が適切に講じられており、かつ、Ⅳ－3－<u>7</u>－7 に基づいて流出リスクへの必要な対応が適切に行われていること。 ② 委託者である金融商品取引業者において、上記Ⅲ－2－8 (1) ⑧及びⅣ－3－<u>7</u>－5 (4) に記載のとおり、委託先管	金融商品取引業者が顧客から電子記録移転有価証券表示権利等の預託を受ける場合には、金商法第 43 条の 2 及び金商業等府令第 136 条第 1 項第 5 号又は第 6 号の規定に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。 特に、下記Ⅳ－3－<u>6</u>－7 のとおり、電子記録移転有価証券表示権利等に係る保有及び移転の仕組みに関しては、流出リスクへの対応が求められることを踏まえれば、以下の点に留意する必要がある。 (1) [略] (2) 金融商品取引業者が電子記録移転有価証券表示権利等の管理を第三者に委託する場合 [略] ① 当該第三者において、上記(1)に規定する点を踏まえ、金商業等府令第 136 条第 1 項第 5 号口の措置が適切に講じられており、かつ、Ⅳ－3－<u>6</u>－7 に基づいて流出リスクへの必要な対応が適切に行われていること。 ② 委託者である金融商品取引業者において、上記Ⅲ－2－8 (1) ⑧及びⅣ－3－<u>6</u>－5 (2) に記載のとおり、委託先管

改正後	現行
理が適切に行われること。 Ⅳ－３－８ 協会未加入業者に関する監督上の留意点 （１）主な着眼点 ① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（Ⅳ－３－<u>8</u>において「協会未加入業者」という。）は、金融商品取引業協会の定款その他の規則（以下「協会規則」という。）に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。 ②・③ [略] （２） [略] Ⅳ－４ 諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－４－１ 登録 （１） [略] （２）体制審査の項目 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングに	理が適切に行われること。 Ⅳ－３－８ 協会未加入業者に関する監督上の留意点 （１）主な着眼点 ① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（Ⅳ－３－<u>7</u>において「協会未加入業者」という。）は、金融商品取引業協会の定款その他の規則（以下「協会規則」という。）に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。 ②・③ [略] （２） [略] Ⅳ－４ 諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－４－１ 登録 （１） [略] （２）体制審査の項目 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングに

改正後	現行
より次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 ① [略] ② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。 イ. ～ニ. [略] ホ. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。 （注） [略] （３）・（４） [略]	より次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 ① [略] ② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。 イ. ～ニ. [略] ホ. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。 （注） [略] （３）・（４） [略]

改正後	現行
(5) 金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項 [略] ① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はⅣ－3－<u>8</u>に準じた監督上の対応がとられること。 ② [略] (6) [略] Ⅳ－5 指定親会社グループについて Ⅳ－5－1 経営管理 Ⅳ－5－1－1 監査役設置会社である指定親会社の場合 (1) [略] (2) 取締役及び取締役会 ①～⑫ [略]	(5) 金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項 [略] ① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はⅣ－3－<u>7</u>に準じた監督上の対応がとられること。 ② [略] (6) [略] Ⅳ－5 指定親会社グループについて Ⅳ－5－1 経営管理 Ⅳ－5－1－1 監査役設置会社である指定親会社の場合 (1) [略] (2) 取締役及び取締役会 ①～⑫ [略]

改正後	現行
⑬ 指定親会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （３）監査役及び監査役会 ①～⑥ [略] ⑦ 指定親会社の監査役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。	⑬ 指定親会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （３）監査役及び監査役会 ①～⑥ [略] ⑦ 指定親会社の監査役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

改正後	現行
イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （参考） [略] （４）～（６） [略]	イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （参考） [略] （４）～（６） [略]
Ⅳ－５－１－２ 指名委員会等設置会社である指定親会社の場合 （１）取締役及び取締役会 ①～⑦ [略] ⑧ 指定親会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。	Ⅳ－５－１－２ 指名委員会等設置会社である指定親会社の場合 （１）取締役及び取締役会 ①～⑦ [略] ⑧ 指定親会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

改正後	現行
イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （２）監査委員会等 ①～③ [略] ④ 監査委員の選任プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略]	イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （２）監査委員会等 ①～③ [略] ④ 監査委員の選任プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略]

改正後	現行
d. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （参考） [略] （３）執行役（代表執行役を含む。） ①～⑦ [略] ⑧ 執行役の選任プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。	d. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （参考） [略] （３）執行役（代表執行役を含む。） ①～⑦ [略] ⑧ 執行役の選任プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

改正後	現行
e. ～ g. [略] (4) ～ (6) [略] Ⅳ－５－１－３ 監査等委員会設置会社である指定親会社の場合 (1) [略] (2) 取締役及び取締役会 ①～⑫ [略] ⑬ 指定親会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。	e. ～ g. [略] (4) ～ (6) [略] Ⅳ－５－１－３ 監査等委員会設置会社である指定親会社の場合 (1) [略] (2) 取締役及び取締役会 ①～⑫ [略] ⑬ 指定親会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

改正後	現行
e. ～ g. [略] (3) 監査等委員会 ①～④ [略] ⑤ 指定親会社の監査等委員である取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] (参考) [略]	e. ～ g. [略] (3) 監査等委員会 ①～④ [略] ⑤ 指定親会社の監査等委員である取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] (参考) [略]

改正後	現行
(4) ～ (6) [略] V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業） V－2 業務の適切性（第二種金融商品取引業） V－2－5 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性 （１）電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者については、電子記録移転有価証券表示権利等の設計の自由度の高さやその流通性に鑑みて、投資者保護の観点から適切に態勢整備を行うことが求められる。当該業者に対しては、V－2－1 又は V－2－3 に加え、IV－3－<u>7</u>を準用して監督するものとする。 （注） [略] （２） [略] V－3 諸手続（第二種金融商品取引業） V－3－1 登録 （１）体制審査の項目	(4) ～ (6) [略] V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業） V－2 業務の適切性（第二種金融商品取引業） V－2－5 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性 （１）電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者については、電子記録移転有価証券表示権利等の設計の自由度の高さやその流通性に鑑みて、投資者保護の観点から適切に態勢整備を行うことが求められる。当該業者に対しては、V－2－1 又は V－2－3 に加え、IV－3－<u>6</u>を準用して監督するものとする。 （注） [略] （２） [略] V－3 諸手続（第二種金融商品取引業） V－3－1 登録 （１）体制審査の項目

改正後	現行
金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 ① 〔略〕 ② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。 イ. ～ニ. 〔略〕 ホ. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。 （注） 〔略〕	金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 ① 〔略〕 ② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。 イ. ～ニ. 〔略〕 ホ. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。 （注） 〔略〕

改正後	現行
(2) [略] VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業） VI-2 業務の適切性（投資運用業） VI-2-1 1 その他留意事項 VI-2-1 1-4 分別管理等に関する留意事項 (1) [略] (2) 電子記録移転有価証券表示権利等の管理等に係る留意事項 投資運用業において電子記録移転有価証券表示権利等を運用財産として管理する場合には、金商法第 42 条の 4 及び金商業等府令第 132 条第 2 項第 5 号又は第 6 号並びに金商法第 43 条の 2 及び金商業等府令第 136 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。また、運用財産たる電子記録移転有価証券表示権利等が不正アクセス等により流出すれば、投資者保護が図られないおそれがあるため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む。）の構築	(2) [略] VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業） VI-2 業務の適切性（投資運用業） VI-2-1 1 その他留意事項 VI-2-1 1-4 分別管理等に関する留意事項 (1) [略] (2) 電子記録移転有価証券表示権利等の管理等に係る留意事項 投資運用業において電子記録移転有価証券表示権利等を運用財産として管理する場合には、金商法第 42 条の 4 及び金商業等府令第 132 条第 2 項第 5 号又は第 6 号並びに金商法第 43 条の 2 及び金商業等府令第 136 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。また、運用財産たる電子記録移転有価証券表示権利等が不正アクセス等により流出すれば、投資者保護が図られないおそれがあるため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む。）の構築

改正後	現行
を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。 かかる管理の状況については、Ⅳ－３－<u>7</u>－６及びⅣ－３－<u>7</u>－７を準用して監督するものとする。 Ⅵ－３ 諸手続（投資運用業） Ⅵ－３－１ 登録 Ⅵ－３－１－１ 投資運用業 （１）体制審査の項目 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 ① [略] ② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運	を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。 かかる管理の状況については、Ⅳ－３－<u>6</u>－６及びⅣ－３－<u>6</u>－７を準用して監督するものとする。 Ⅵ－３ 諸手続（投資運用業） Ⅵ－３－１ 登録 Ⅵ－３－１－１ 投資運用業 （１）体制審査の項目 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 ① [略] ② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運

改正後	現行
営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。 イ. ～ニ. [略] ホ. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。 （注） [略] （２）～（７） [略] Ⅶ. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業） Ⅶ－３ 諸手続（投資助言・代理業） Ⅶ－３－１ 登録 （１）体制審査の項目 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要	営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。 イ. ～ニ. [略] ホ. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。 （注） [略] （２）～（７） [略] Ⅶ. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業） Ⅶ－３ 諸手続（投資助言・代理業） Ⅶ－３－１ 登録 （１）体制審査の項目 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要

改正後	現行
件の審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 (注) [略] ① [略] ② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。 イ. ～ニ. [略] ホ. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。 (注) [略]	件の審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 (注) [略] ① [略] ② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。 イ. ～ニ. [略] ホ. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。 (注) [略]

改正後	現行
③ [略] (2) [略] Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関） Ⅷ－１ 業務の適切性（登録金融機関） 登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－２－４（３）、Ⅲ－２－６（１）③及び⑤、Ⅲ－２－８（３）、Ⅲ－２－９並びにⅢ－２－１５を除く。）、Ⅳ－１－３、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（１）、Ⅳ－３－１－４（６）及びⅣ－３－１－５を除く。）、Ⅳ－３－２－３（４）、Ⅳ－３－３（Ⅳ－３－３－１（１）、（２）及び（４）、Ⅳ－３－３－２（４）③から⑧まで、Ⅳ－３－３－４（１）及び（２）並びにⅣ－３－３－５を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅳ－３－５（Ⅳ－３－５－４を除く。）、Ⅳ－３－<u>７</u>、Ⅴ－２－４（Ⅴ－２－４－４を除く。）、Ⅴ－２－５、Ⅵ－２（Ⅵ－２－２－１（１）⑦から⑨まで及びⅥ－２－２－５（２）（３）を除く。）及びⅦ－２に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委	③ [略] (2) [略] Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関） Ⅷ－１ 業務の適切性（登録金融機関） 登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－２－４（３）、Ⅲ－２－６（１）③及び⑤、Ⅲ－２－８（３）、Ⅲ－２－９並びにⅢ－２－１５を除く。）、Ⅳ－１－３、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（１）、Ⅳ－３－１－４（６）及びⅣ－３－１－５を除く。）、Ⅳ－３－２－３（４）、Ⅳ－３－３（Ⅳ－３－３－１（１）、（２）及び（４）、Ⅳ－３－３－２（４）③から⑧まで、Ⅳ－３－３－４（１）及び（２）並びにⅣ－３－３－５を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅳ－３－５（Ⅳ－３－５－４を除く。）、Ⅳ－３－<u>６</u>、Ⅴ－２－４（Ⅴ－２－４－４を除く。）、Ⅴ－２－５、Ⅵ－２（Ⅵ－２－２－１（１）⑦から⑨まで及びⅥ－２－２－５（２）（３）を除く。）及びⅦ－２に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委

改正後	現行
託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。 X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者等） X－3 諸手続 X－3－1 諸手続（取引所取引許可業者） X－3－1－1 許可 金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、III－3－1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 （１） [略] （２） 審査事項 ① [略] ② 体制審査の項目 金商法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号ルに規定する、取引所取引業	託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。 X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者等） X－3 諸手続 X－3－1 諸手続（取引所取引許可業者） X－3－1－1 許可 金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、III－3－1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 （１） [略] （２） 審査事項 ① [略] ② 体制審査の項目 金商法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号ルに規定する、取引所取引業

改正後	現行
務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。 イ. [略] ロ. 以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は取引所取引業務を行う使用人のうちに、取引所取引業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、取引所取引許可業者の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。 a. [略] b. <u>拘禁刑</u>以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪に問われた場合に留意すること）。 ③ [略] X－3－2 諸手続（電子店頭デリバティブ取引等許可業者） X－3－2－1 許可	務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。 イ. [略] ロ. 以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は取引所取引業務を行う使用人のうちに、取引所取引業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、取引所取引許可業者の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。 a. [略] b. <u>禁固</u>以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪に問われた場合に留意すること）。 ③ [略] X－3－2 諸手続（電子店頭デリバティブ取引等許可業者） X－3－2－1 許可

改正後	現行
金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、III－3－1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 (1) [略] (2) 審査事項 ① [略] ② 体制審査の項目 金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号ルに規定する、電子店頭デリバティブ取引等業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。 イ. [略] ロ. 以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は電子店頭デリバティブ取引等業務を行う使用人のうちに、電子店頭デリバティブ取引等業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、電子店頭デリバティブ取引等許可業者の信用	金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、III－3－1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 (1) [略] (2) 審査事項 ① [略] ② 体制審査の項目 金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号ルに規定する、電子店頭デリバティブ取引等業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。 イ. [略] ロ. 以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は電子店頭デリバティブ取引等業務を行う使用人のうちに、電子店頭デリバティブ取引等業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、電子店頭デリバティブ取引等許可業者の信用

改正後	現行
を失墜させるおそれがあると認められることはないか。 a. [略] b. <u>拘禁刑</u>以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪に問われた場合に留意すること）。 ③ [略]	を失墜させるおそれがあると認められることはないか。 a. [略] b. <u>禁固</u>以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪に問われた場合に留意すること）。 ③ [略]
XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）	XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）
XI－1 業務の適切性（金融商品仲介業者）	XI－1 業務の適切性（金融商品仲介業者）
金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ－2（Ⅲ－2－5－2、Ⅲ－2－5－3 及びⅢ－2－6 を除く。）、Ⅳ－3－1（Ⅳ－3－1－2（2）、Ⅳ－3－1－3（1）及び（2）並びにⅣ－3－1－6 を除く。）、Ⅳ－3－3－2（3）及び（6）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）並びにⅣ－3－4－2 並びにⅣ－3－<u>7</u>－2 に準ずるほか、金商法第 66 条の 18 に規定する説明書類については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品仲介業者に指示するものとする。その際、可能な限りインターネットを利用して表示	金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ－2（Ⅲ－2－5－2、Ⅲ－2－5－3 及びⅢ－2－6 を除く。）、Ⅳ－3－1（Ⅳ－3－1－2（2）、Ⅳ－3－1－3（1）及び（2）並びにⅣ－3－1－6 を除く。）、Ⅳ－3－3－2（3）及び（6）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）並びにⅣ－3－4－2 並びにⅣ－3－<u>6</u>－2 に準ずるほか、金商法第 66 条の 18 に規定する説明書類については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品仲介業者に指示するものとする。その際、可能な限りインターネットを利用して表示

改正後	現行
するよう促すものとする。 なお、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。 Ⅺ. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社） Ⅺ－３ 諸手続（証券金融会社） Ⅺ－３－１ 免許の審査基準 （１）人的構成 金商法第 156 条の 25 第 1 項に規定する人的構成の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。 ①～③ [略] ④ 暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、証券金融会社としての社会的信用を損なうおそれがあると認められることはないか。 イ. ～ニ. [略]	するよう促すものとする。 なお、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。 Ⅺ. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社） Ⅺ－３ 諸手続（証券金融会社） Ⅺ－３－１ 免許の審査基準 （１）人的構成 金商法第 156 条の 25 第 1 項に規定する人的構成の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。 ①～③ [略] ④ 暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、証券金融会社としての社会的信用を損なうおそれがあると認められることはないか。 イ. ～ニ. [略]

改正後	現行
ホ. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。） （２） [略]	ホ. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。） （２） [略]